（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　［略］ ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)、第八十七条第三号ニ及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利 ［ハ～ト　略］ 三　［略］ （金銭債権等と保険契約との誤認防止） **第五十三条の二**　保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。 一　［略］ 二　金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。第五十九条の二第一項第五号ホ(7)において同じ。）及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。） ［2・3　略］ （業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） **第五十九条の二**　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～四　略］ 五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。） イ　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ヘ(3)、第八十七条第三号ニ及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利 ［ハ～ト　同上］ 三　［同上］ （金銭債権等と保険契約との誤認防止） **第五十三条の二**　［同上］ 一　［同上］ 二　金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。第五十九条の二第一項第五号ヘ(7)において同じ。）及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。） ［2・3　同上］ （業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） **第五十九条の二**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ イ　［同上］